

証券コード 3793

(発送日) 2024年6月11日

(電子提供措置の開始日) 2024年6月3日

株 主 各 位

東京都品川区大崎二丁目1番1号
株式会社ドリコム
代表取締役社長 内藤 裕紀

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://drecom.co.jp/ir/convocation/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第23期株主総会招集ご通知」を選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3793/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ドリコム」又は「コード」に当社証券コード「3793」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
ホテル雅叙園東京4階「飛鳥」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第23期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
 - 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
株主総会に当日ご来場されない場合は、以下の方法で議決権を行使してください。
【書面による議決権行使の場合】
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月25日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。
議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
【インターネットによる議決権行使の場合】
インターネットにより議決権を行使される場合には、3ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2024年6月25日（火曜日）午後6時30分までに行使してください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1ページに記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

#### (2) スマートフォンをご利用の方

議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン二次元バーコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度二次元バーコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2024年6月25日（火曜日）午後6時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

#### 4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00 )

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

〔電話〕 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

以上

## 株主総会インターネットライブ配信のご案内

当日ご来場されない株主の皆様へ、インターネット動画配信で株主総会の模様をお届けいたします。

### 1. 配信日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時から

なお、株主様のプライバシーに配慮いたしまして、一部割愛させていただきます場合がございます。

### 2. 接続方法

インターネット動画配信ウェブサイトアドレス

<https://youtube.com/live/nYPTT45mugs>



パソコン、スマートフォンから、上記URLに接続してください。  
通信料等の費用につきましては、株主様のご負担になります。

### 3. インターネット動画配信に関する留意事項

- ライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできませんので、インターネット又は書面により事前の議決権行使をされますようお願い申し上げます。
- ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので予めご了承ください。
- システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、一時中断などが発生する場合があります。また、通信環境やシステム障害等により株主様が受けた被害については、当社は一切責任を負いかねます。
- インターネット動画配信につきましては万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがあります。
- インターネット動画配信の模様を録音、録画、公開等することはお断りします。

詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://drecom.co.jp>）の投資家情報 IR INFOをご覧ください。

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当社グループは、「with entertainment」を存在意義として掲げており、人々の期待を超えるサービスを生み続けていくことを目指しております。また、今までになかった価値を創造し、ユーザーを魅了する体験を届けていくことに努めております。中期的には、IP×テクノロジーを軸に、エンターテインメント・コンテンツをグローバルに提供する企業となっていくことを掲げており、持続的成長及び企業価値向上を目指しております。

主力のゲーム事業においては、ゲームの開発・運用が主要事業となっており、他社IPゲーム及びゲームプラットフォーム並びにオリジナルゲームの開発・運用を行っております。また、メディア事業においては、IPの保有・育成を目的として小説、コミックス等の書籍、電子書籍の出版、販売を行っている他、当社の有するインターネットサービスの知見と先進的なテクノロジーを活用した新規サービスを試験的に立ち上げ、事業化に向けた試行を重ねております。

当連結会計年度における業績は、売上高9,779,099千円（前期比9.5%減）、営業利益903,038千円（同60.4%減）、経常利益793,171千円（同63.8%減）となりました。また、ゲーム事業において前期末及び当第1四半期にリリースした新規タイトル2本についてクローズ、及び未発表/プロトタイプ段階の開発中タイトル1本について開発中止を決定し減損処理を行ったこと、並びにメディア事業に係る一部のソフトウェア資産の将来収益の再評価を行い当該資産を減損処理したことで特別損失746,234千円を計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は104,051千円（同91.0%減）となりました。

各セグメントの業績は以下のとおりです。

#### ゲーム事業

ゲーム事業においては、既存の長期運用タイトルが年間を通じて順調に推移し収益に貢献いたしました。当セグメントにおいては、運用タイトルに加えて新規タイトルのリリースによる収益の積層化を目指しておりますが、リリースした新規タイトルが想定を下回る推移であったことから、運用/開発ポートフォリオの見直しを実施し、前期末及び当第1四半期にリリースした新規タイトル2本についてクローズ、及び未発表/プロトタイプ段階の開発中タイトル1本について開発中止を決定いたしました。

売上高につきましては、主力のIPタイトルが好調に推移いたしました。が、その他の運用タイトルが前年を下回る推移となったこと等により、前期比で減少いたしました。

利益につきましては、上記の減収要因に加え、前期末と当第1四半期に新規自社配信タイトル2本をリリースしたことに伴う費用の増加等により、前期比で減少いたしました。

以上の結果、セグメント売上高は9,349,181千円（前期比11.1%減）、セグメント利益は1,896,650千円（同34.7%減）となりました。主力事業である当セグメントにおいては、引き続き運用中タイトルの安定的な収益の維持に努める他、今後リリースする新規タイトルの貢献による売上、利益の増大を目指してまいります。

#### メディア事業

メディア事業においては、IPの保有、育成、収益化を目的として出版・映像事業に取り組む中、ライトノベルレーベル「DREノベルス」とコミックレーベル「DREコミックス」から毎月刊行を実施しております。また、当社の有するインターネットサービスの知見と先進的なテクノロジーを活用し、Web3領域における新たな事業開発や、SNSを活用したファンマーケティング支援サービス『Rooot』『Fanflu』、負荷テストサービス『Mx. Load』を提供しております。

売上高につきましては、「DREノベルス」「DREコミックス」の刊行を開始したことに加え、他社と共同で開発するブロックチェーンゲーム『Eternal Crypt - Wizardry BC -』のNFTコレクション販売を実施したこと等により、前期比で増加いたしました。

利益につきましては、出版・映像やWeb3などの新規事業領域が着実に進展しておりますが、費用先行が継続しているため、損失額が前期比で増加いたしました。

以上の結果、セグメント売上高は433,517千円（前期比52.2%増）、セグメント損失は993,611千円（前期はセグメント損失621,957千円）となりました。当セグメントにおいては、中期的に目指す姿の実現に向け今後も投資を実施してまいります。

今後につきましては、ゲーム事業において、より強固な事業基盤を作るべく、運用タイトルへの追加投資や体制強化等を通じて長期安定的な収益の確保に努めるほか、新規タイトルのリリースによる売上成長、収益源の多様化・積層化を目指してまいります。また、ゲーム事業においてもIPを保有し育成することを目的として、PC・コンソール向けのオリジナルタイトルの開発を実施してまいります。

メディア事業においては、IPを保有し育成・収益化することを目的として開始した事業を一定規模に成長させることを目指しております。また、新たな体験・市場を生み出す先進的なテクノロジーの活用を積極的に進めてまいります。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の主なものは、次のとおりであります。

ゲーム事業 ソフトウェア 2,083,388千円

## ③資金調達の状況

当連結会計年度中において、主に運転資金のため、金融機関より長期借入金として4,650,000千円の調達を行いました。また、取引銀行1行と総額100,000千円の当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における借入未実行残高はありません。



## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 連結

|                         | 第20期<br>2021年3月期 | 第21期<br>2022年3月期 | 第22期<br>2023年3月期 | 第23期<br>(当連結会計年度)<br>2024年3月期 |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)                 | 11,840,739       | 10,528,500       | 10,800,257       | 9,779,099                     |
| 経常利益(千円)                | 2,019,231        | 1,541,772        | 2,192,519        | 793,171                       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(千円) | 1,624,683        | 807,301          | 1,159,125        | 104,051                       |
| 1株当たり当期純利益(円)           | 57.00            | 28.29            | 40.70            | 3.64                          |
| 総資産(千円)                 | 9,610,423        | 9,653,470        | 12,226,397       | 14,148,422                    |
| 純資産(千円)                 | 3,855,316        | 4,574,075        | 5,631,120        | 5,668,124                     |
| 1株当たり純資産額(円)            | 132.91           | 159.06           | 195.70           | 196.29                        |

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式数により算出しております。なお、上記算出に際しては、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)所有の当社株式407,300株は第20期の自己株式として控除し、613,300株は第21期の自己株式として控除し、595,800株は第22期の自己株式として控除し、581,600株は第23期の自己株式として控除しております。

### ② 単体

|               | 第20期<br>2021年3月期 | 第21期<br>2022年3月期 | 第22期<br>2023年3月期 | 第23期<br>(当事業年度)<br>2024年3月期 |
|---------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売上高(千円)       | 9,890,898        | 8,815,032        | 9,005,296        | 8,008,820                   |
| 経常利益(千円)      | 1,438,720        | 1,226,930        | 1,540,263        | 585,024                     |
| 当期純利益(千円)     | 1,283,766        | 678,843          | 744,378          | 356,661                     |
| 1株当たり当期純利益(円) | 45.04            | 23.79            | 26.14            | 12.48                       |
| 総資産(千円)       | 8,898,713        | 8,916,447        | 11,048,628       | 13,278,212                  |
| 純資産(千円)       | 3,468,279        | 4,058,624        | 4,700,105        | 4,988,379                   |
| 1株当たり純資産額(円)  | 119.43           | 141.01           | 163.15           | 172.65                      |

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式数により算出しております。なお、上記算出に際しては、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)所有の当社株式407,300株は第20期の自己株式として控除し、613,300株は第21期の自己株式として控除し、595,800株は第22期の自己株式として控除し、581,600株は第23期の自己株式として控除しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                     | 資 本 金   | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------------|---------|--------------------|---------------|
| 株 式 会 社 ド リ ア ッ プ         | 5,000千円 | 90%                | ソーシャルゲーム開発・運用 |
| 株 式 会 社 ス タ ジ オ レ ッ ク ス   | 5,000千円 | 100%               | ソーシャルゲーム開発・運用 |
| 株 式 会 社 B l a s T r a i n | 5,000千円 | 100%               | ソーシャルゲーム開発・運用 |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが属するインターネット市場は、技術進歩が非常に早く、また、市場が拡大する中でサービスも多様化しております。このような状況下においては、既存事業の基盤を強化するとともに新規サービスへも経営資源を集中し、高い利益率を確保することが重要な課題と認識しております。また、一方でコーポレート・ガバナンスの充実も重要な課題であると認識しております。これらの課題に対処するために、現状下記の事項に取り組んでおります。

##### ① 経営資源の選択と集中

当社グループは、収益基盤である他社コンテンツを利用したゲーム事業を基軸に据えた戦略の一層の進展を行います。また、既存の事業基盤から創出される収益を自社コンテンツに積極的な投資を行うことで、ゲームを中心に据えたプロダクトミックスを通して自社コンテンツの育成を目指し、市場環境に左右されない安定した収益基盤の獲得に取り組みます。

同時に既存事業に対して最新技術の導入や新規事業及び新規サービスの創出を行うことによって、将来の事業環境の変化にも機動的に対応できる組織基盤の構築を行います。

以上のように、ビジネスポートフォリオの再構築を行うことで、現在の課題である収益が単一事業へ偏重していることによるリスクを抑制し、中長期に亘る継続的な成長を目指してまいります。

##### ② 組織体制の整備

コーポレート・ガバナンスについては、昨今の一層の強化を求める社会的要請に応えるべく、強化に向けた取り組みを推進し、適切性及び健全性が最大限確保された中で、全ステークホルダーの利益の極大化を目指した経営に取り組んでまいります。

また、内部管理体制については、定期的に内部監査を実施し、業務及び組織上のリスクの迅速かつ確な把握と、リスクへの適切な対処に取り組み、業務の効率化とリスクの最小化を目指してまいります。

##### ③ システムの安定的な稼働

当社グループが開発・運用するサービスにおいて、ユーザーの皆様にご満足度の高いサービスを提供するためには、システムの安定稼働及びトラブル発生時の迅速かつ確な対応が必要不可欠であると考えております。そのため、システムの安定稼働を担う専門の人材や、トラブル発生時に適切な意思決定の下、迅速な解決を可能とする体制の整備、及びサーバー設備の拡充に注力しております。

#### ④ 技術革新への対応

当社グループが属するインターネット業界では、目覚ましい技術革新が続いております。こうした環境下において当社グループが継続的な成長を遂げるためには、積極的な先端技術の習得が重要と認識しており、先端技術を応用した新規サービス、事業の創出についても当社グループの将来的成長を担う事業と位置づけ、積極的に取り組んでまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

##### ① 連結

当社グループの主な事業内容は以下のとおりであります。

| 事業区分   | 主要な事業内容                      |
|--------|------------------------------|
| ゲーム事業  | ソーシャルゲーム開発・運用、プラットフォームの開発・運用 |
| メディア事業 | メディアサービス開発・提供                |

##### ② 単体

当社の主な事業内容は以下のとおりであります。

| 事業区分   | 主要な事業内容                      |
|--------|------------------------------|
| ゲーム事業  | ソーシャルゲーム開発・運用、プラットフォームの開発・運用 |
| メディア事業 | メディアサービス開発・提供                |

#### (6) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

##### ① 当社

|    |        |
|----|--------|
| 本社 | 東京都品川区 |
|----|--------|

##### ② 子会社

|                |        |
|----------------|--------|
| 株式会社ドリアップ      | 東京都品川区 |
| 株式会社スタジオレックス   | 東京都品川区 |
| 株式会社 Blastrain | 東京都品川区 |

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 区 分     | 使用人数      | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-----------|-------------|
| ゲーム事業   | 251 (3) 名 | 3名減 (1名減)   |
| メディア事業  | 47 (5) 名  | 5名増 (3名減)   |
| 全社 (共通) | 71 (-) 名  | 1名減 (2名減)   |
| 合 計     | 369 (8) 名 | 1名増 (6名減)   |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。当社グループ外から当社グループへの出向者 (5名) を含みます。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の部門に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数      | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|------------|-------|--------|
| 276 (8) 名 | 11名増 (3名減) | 37.1歳 | 5.7年   |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人が前事業年度末に比較して増加した主な理由は、事業拡大によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

| 借 入 先        | 借 入 残 高     |
|--------------|-------------|
| 株式会社三井住友銀行   | 3,584,000千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 2,000,000千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 472,150千円   |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2024年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 80,000,000株

(2) 発行済株式の総数 29,224,108株

(注)発行済株式の総数は、特定譲渡制限付株式発行により94,517株増加しております。

(3) 株主数 7,031名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名                 | 持株数        | 持株比率   |
|---------------------|------------|--------|
| 内藤裕紀                | 9,930,000株 | 34.01% |
| 株式会社バンダイナムコホールディングス | 5,532,000株 | 18.95% |
| 池原諒平                | 1,509,500株 | 5.17%  |
| 東京短資株式会社            | 800,000株   | 2.74%  |
| 山口憲一                | 585,200株   | 2.00%  |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託E口） | 581,600株   | 1.99%  |
| 松井証券株式会社            | 573,500株   | 1.96%  |
| 株式会社SBI証券           | 460,491株   | 1.57%  |
| 株式会社モバテック           | 250,000株   | 0.85%  |
| 武田壮太郎               | 220,000株   | 0.75%  |

(注) 1. 当社は自己株式を34,095株所有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、当社が導入している株式給付信託（J-ESOP）に基づき株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式581,600株は自己株式には該当ませんが、当社と信託口が一体であるとする会計処理に基づき、貸借対照表上は自己株式として表示されております。

2. 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

- (5) 当事業年度中に業務執行の対価として当社役員（当社役員であった者を含む。）に対し交付した株式の状況

|                       | 株 式 数  | 交付対象者数 |
|-----------------------|--------|--------|
| 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。） | 7,217株 | 1名     |
| 社外取締役（監査等委員を除く。）      | -      | -      |
| 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）   | 4,500株 | 3名     |

(注) これらは、当社が当社役員に対して譲渡制限付株式報酬として普通株式を交付したものです。当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. (4)取締役の報酬等」に記載しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、当事業年度において、取締役及び従業員に対する譲渡制限付株式報酬として、2023年7月24日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり新株式を発行いたしました。

- ① 発行した株式の種類 当社普通株式
- ② 発行した株式の総数 94,517株
- ③ 発行した株式の総額 62,097,669円
- ④ 発行日 2023年8月24日

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### 4. 会社役員の状況

- (1) 取締役の状況（2024年3月31日現在）

| 会社における地位         | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                             |
|------------------|-------|------------------------------------------|
| 代表取締役社長          | 内藤 裕紀 |                                          |
| 取締役              | 後藤 英紀 |                                          |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 青木 理恵 | 青木公認会計士事務所 所長<br>リックソフト株式会社 社外取締役（監査等委員） |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 村田 雅夫 | 村田・若槻法律事務所 代表弁護士                         |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 清水 勝彦 | 慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 教授                     |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）青木理恵氏、村田雅夫氏及び清水勝彦氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）青木理恵氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  3. 取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室との十分な連携を行い、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、青木理恵氏を常勤の監査等委員として選定しております。
  4. 当社は、取締役（監査等委員）青木理恵氏、村田雅夫氏及び清水勝彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（監査等委員）青木理恵氏、村田雅夫氏及び清水勝彦氏との間で会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。



### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は全役員（子会社役員等を含む。）であり、保険料の全額を当社が負担しており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為（不作為も含みます。）に起因して、損害賠償請求が行われた場合に、被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

### (4) 取締役の報酬等

- ① 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項イ、「取締役等の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」の決定方法

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当該決定方針の内容は、以下のロ. からハ. に記載のとおりです。

ロ. 取締役（監査等委員を除く。）向け役員報酬

当社の取締役（監査等委員を除く。）向け役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬から構成されております。その報酬額は株主総会で決議された報酬限度額内で決定することとし、報酬額は第14期定時株主総会（2015年6月23日開催）において決議された報酬限度額である年額200,000千円以内、及び第18期定時株主総会（2019年6月25日開催）において決議された譲渡制限付株式付与のための報酬支給限度額である年額50,000千円以内となっております。報酬額、種類及び算定方法等については、年1回、取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役と協議の上、取締役会の一任を受けた代表取締役社長

が各役員の役職及び貢献や、売上高や営業利益等を尺度とする評価項目における達成度を基に決定（固定報酬と業績連動報酬の割合を含む。）し、その権限の内容及び範囲は、報酬限度額内における各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額であります。

固定報酬は、各役員の職責及び貢献を考慮し決定いたします。

業績連動報酬については(1)前連結会計年度における会社業績及び(2)当連結会計年度、中長期において会社、事業及び業績への想定寄与、の2種類の評価項目を設定しており、売上高や営業利益等を尺度として各評価項目における達成度を測り、業績連動係数を算出し、当該係数を固定報酬に乗じて業績連動報酬額を算出します。項目(1)の評価項目による報酬につきましては金銭による支給となりますが、項目(2)の評価項目による報酬につきましては、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、金銭又は譲渡制限付株式により支給しております。また、固定報酬及び金銭で支給される業績連動報酬については12分割し毎月支給、譲渡制限付株式で支給される業績連動報酬については年1回一定の時期に支給しております。なお、譲渡制限付株式で支給される業績連動報酬については、譲渡制限期間中に支給対象の取締役が取締役の地位を喪失した場合、譲渡制限が解除されていない割当株式を当社が無償取得する形で、報酬を返還することとしております。

#### ハ. 取締役（監査等委員）向け役員報酬

取締役（監査等委員）向け役員報酬は、金銭及び譲渡制限付株式にて支給しており、金銭による支給総額は、第14期定時株主総会（2015年6月23日開催）にて決議された総額（年額20,000千円以内。）の範囲内、譲渡制限付株式による支給総額は、第18期定時株主総会（2019年6月25日開催）にて決議された総額（年額5,000千円以内。）の範囲内で支給しております。具体的な報酬額等については、年1回、監査等委員で協議し決定しております。譲渡制限付株式の支給については、少数株主の視点も考慮してその職責を果たすことにより、当社の企業価値毀損の防止及び信用維持を目的としており、その目的を達する上で妥当とする支給累計上限を別途協議の上定めております。報酬の支給時期は、金銭で支給される報酬については12分割し毎月支給、譲渡制限付株式で支給される報酬については年1回一定の時期に支給しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                         | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |               |                  | 対象となる役員<br>の員数<br>(名) |
|-----------------------------|---------------------|--------------------|---------------|------------------|-----------------------|
|                             |                     | 基本報酬               | 業績連動報酬        |                  |                       |
|                             |                     |                    | 金 銭           | 譲渡制限付株式          |                       |
| 取締役 (監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 104,498<br>(-)      | 64,500<br>(-)      | 36,342<br>(-) | 3,656<br>(-)     | 2<br>(-)              |
| 取締役 (監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 19,832<br>(19,832)  | 16,800<br>(16,800) | -<br>(-)      | 3,032<br>(3,032) | 3<br>(3)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)             | 124,331<br>(19,832) | 81,300<br>(16,800) | 36,342<br>(-) | 6,689<br>(3,032) | 5<br>(3)              |

(注) 1. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

業績連動報酬については(1)前連結会計年度における会社業績及び(2)当連結会計年度、中長期において会社、事業及び業績への想定寄与の2種類の評価項目を設定しており、売上高や営業利益等を尺度として各評価項目における達成度を測り、業績連動係数を算出し、当該係数を固定報酬に乗じて業績連動報酬額を算出します。(1)については、前連結会計年度の連結売上高と連結営業利益を1:9の割合で定量評価し達成度を算定しており、当社の収益形態に鑑み前期の経営を定量的に評価する適切な指標として当該指標を設定しております。(2)については、今期寄与が見込まれる事項、中長期的な事業計画、組織開発への評価を加味し達成度を算出いたします。当該指標は長期的な成長を達成するために設定しております。前連結会計年度における連結売上高は10,800,257千円、連結営業利益は2,281,354千円となっております。項目(1)の評価項目による報酬につきましては金銭による支給となりますが、項目(2)の評価項目による報酬につきましては、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、金銭又は譲渡制限付株式により支給しております。また、固定報酬及び金銭で支給される業績連動報酬については12分割し毎月支給、譲渡制限付株式で支給される業績連動報酬については年1回一定の時期に支給しております。

また、当社の非金銭報酬等の内容は当社の普通株式であり、割当ての際の条件等は「④ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」の「ロ. 取締役(監査等委員を除く。)向け役員報酬」及び「ハ. 取締役(監査等委員)向け役員報酬」のとおりであります。また、当事業年度における交付対象となる役員の員数を含む交付状況は「2.(5)当事業年度中に業務執行の対価として当社役員(当社役員であった者を含む。)に対し交付した株式の状況」及び「(6)その他株式に関する重要な事項」に記載しております。

2. 取締役(監査等委員を除く。)の金銭報酬の額は、2015年6月23日開催の第14期定時株主総会において年額200,000千円以内(うち、社外取締役は年額20,000千円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は4名(うち、社外取締役は1名)です。また、取締役(監査等委員)の金銭報酬の額は、2015年6月23日開催の第14期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2019年6月25日開催の第18期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する株式報酬の額として年額50,000千円以内、取締役（監査等委員）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する株式報酬の額として年額5,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、取締役（監査等委員を除く。）が3名（うち、社外取締役は0名）、取締役（監査等委員）が3名（うち、社外取締役は3名）です。

3. 取締役会は、代表取締役社長内藤裕紀に対し各取締役（監査等委員を除く。）の基本報酬の額及び担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬等の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に監査等委員会がその妥当性等について確認しております。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職状況

| 地 位              | 氏 名  | 兼 職 先      | 兼 職 の 内 容  |
|------------------|------|------------|------------|
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 青木理恵 | 青木公認会計士事務所 | 所長         |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 村田雅夫 | 村田・若槻法律事務所 | 代表弁護士      |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 清水勝彦 | 慶應義塾大学大学院  | 経営管理研究科 教授 |

(注) 当社と、青木公認会計士事務所、村田・若槻法律事務所及び慶應義塾大学大学院との間には取引関係その他の特別な関係はありません。

##### ② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況

| 地 位              | 氏 名  | 兼 職 先      | 兼 職 の 内 容    |
|------------------|------|------------|--------------|
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 青木理恵 | リックソフト株式会社 | 社外取締役（監査等委員） |

(注) 当社と、リックソフト株式会社との間には取引関係その他特別な関係はありません。

##### ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

| 地 位                  | 氏 名  | 活動状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(常勤<br>監査等委員) | 青木理恵 | <p>当事業年度に開催された取締役会23回、及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、役員報酬等の決定過程における監督機能を果たすとともに、当社の内部統制システムについて、適宜、必要な発言を行っております。また、日頃から経営会議等の重要な会議に出席し、経営戦略・計画の策定において、必要に応じ、財務・会計の専門家としての経験や識見から発言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。また、内部通報の通報先として、内部通報制度の適正な運用について、適宜必要な助言・指導を行いました。</p> |
| 取締役<br>(監査等委員)       | 村田雅夫 | <p>当事業年度に開催された取締役会23回、及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、役員報酬等の決定過程における監督機能を果たすとともに、当社のコンプライアンス及び内部統制システムについて、適宜、必要な発言を行っております。また、経営戦略・計画の策定において、必要に応じ、法務分野を中心とした経験や識見から発言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。また、内部通報の報告先として、内部通報制度の適正な運用について、適宜必要な助言・指導を行いました。</p>                |
| 取締役<br>(監査等委員)       | 清水勝彦 | <p>当事業年度に開催された取締役会23回のうち22回、及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。経営学者としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、役員報酬等の決定過程における監督機能を果たすとともに、当社のコンプライアンス及び内部統制システムについて、適宜、必要な発言を行っております。また、経営戦略・計画の策定において、必要に応じ、経営学の専門家としての経験や識見から発言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。また、内部通報の報告先として、内部通報制度の適正な運用について、適宜必要な助言・指導を行いました。</p>        |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る報酬等の額

| 区 分                                 | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額             | 47,120千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 47,120千円  |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれら合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、かつその必要があると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・法令等の遵守に関する基本方針として、当社及び子会社に適用される「コンプライアンス行動規範」を定め、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知する。当社及び子会社の取締役は、当該規範に従い、善良なる管理者の注意をもって、忠実にその職務を執行する。
  - ・法令等の遵守を実現するために、「コンプライアンス規程」及び具体的な手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」を定め、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知する。
  - ・コンプライアンス体制の監視及び改善等を目的とし、取締役会が指名する者を委員長とするコンプライアンス委員会を、当社の取締役会の下部組織として設置する。当社及び子会社のコンプライアンス体制構築の遂行状況については、必要に応じて当社のコンプライアンス委員会及び当社の取締役会に報告する。
  - ・当社及び子会社の取締役及び使用人を対象とした内部通報制度を整備する。通報者に対する不利益な取扱いの禁止を「内部通報規程」等で定めてルール化する。
  - ・他の業務部門から独立した当社の内部監査室による内部監査を当社及び子会社において実施し、結果を当社に報告するとともに、その改善を促すことにより、当社及び子会社のコンプライアンス体制の適正を確保する。
  - ・当社及び子会社における協力の推進、並びに業務の整合性の確保及び効率的な遂行を図るため、「関係会社管理規程」を定める。
- ② 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・当社の取締役会の手続及び権限範囲等を「取締役会規程」で明確にし、定期的に開催される取締役会で、当社の取締役の職務の状況を報告する。
  - ・当社の取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」、及び使用人の職務執行における責任権限を明確にする「職務権限規程」を定める。
  - ・当社は当社の経営方針を子会社に周知し、法令等に抵触しない範囲内で子会社の業務運営に反映させるとともに、子会社の業務運営状況を把握する。

- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」及び「情報管理規程」によって保存責任部署及び保存期限を定め、適正に保存及び管理する。また、情報の保存及び管理の適正を内部監査室による監査等により確認する。
  - ・「情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」を定め、当社の情報資産を適切に管理し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障、若しくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。
- ④ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・「グループリスク管理基本方針」を定め、当社及び子会社のリスクを統括的に管理する体制を整備する。
  - ・当社及び子会社の損失発生の防止と最小化を図ることを目的とする「リスク管理規程」に基づき、当社にリスク統括委員会を設け、当社及び子会社の取締役からの報告を受けて、リスクの回避、軽減等に必要な措置を講じる。また、同規程に基づき、危機に対する適正かつ迅速な対応及び再発防止策の策定方法を定めて、危機対応体制を整備する。
- ⑤ その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社及び子会社の基本理念、経営姿勢を示した「グループ経営方針」を定め、その周知を図る。
  - ・子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し、当社への定期的な事業計画や実績の報告を求めるとともに子会社において経営上重要な事項を決定する場合に、当社への事前協議を求める。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会の要請があった場合、速やかに、監査等委員会の職務の補助を行うための適切な人員配置を行い、監査等委員会の指示による調査の権限を認める。
  - ・監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する使用人の人事評価・異動等に関し、意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。
  - ・監査等委員会の補助を行う使用人は、監査等委員会の指示命令に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの指示命令を受けないものとする。



- ⑦ 当社の監査等委員会への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社の監査等委員は、当社の取締役会の他、経営上重要な会議に出席し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に職務執行状況の報告を求めることができる。
  - ・当社の監査等委員は、重要な会議に付議されない重要な起案書及び報告書等を閲覧し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、必要に応じ内容の説明を求めることができる。
  - ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社又は子会社の取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、監査のため求められた事項を、遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。
  - ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が、監査等委員会に報告を行ったことを理由とした不利益な処遇は、一切行わないものとする。
- ⑧ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は監査等委員と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題の他、監査上の重要課題、監査の環境整備等について意見を交換する。
  - ・内部監査室は、監査等委員と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。
  - ・稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査等委員会が監査に必要と判断した資料・情報に、監査等委員会が選定する監査等委員が容易にアクセスできる体制を整備する。
  - ・当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼし、経済活動にも障害となる反社会的勢力との一切の関係を遮断することを、「コンプライアンス行動規範」及び「反社会的勢力排除規程」に明記し、反社会的勢力並びに団体による不当な要求には断固とした態度でこれを拒絶する。

- ・反社会的勢力による不当な要求に対しては、法務部門を対応統括部署として、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関との緊密な連携により、事案に応じて関係部門と協議の上、対応する。

## (2) 運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況は、以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会を23回開催し、経営上の重要事項を決定するとともに、職務執行の報告を受け、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

### ② 子会社経営管理

子会社から、月1回以上経営及び財務状況の報告を受けるとともに、子会社が重要な事項を決定する場合には、事前協議を行いました。

### ③ 監査等委員会

当事業年度において監査等委員会を13回開催し、監査等委員相互の意見交換を行うとともに、内部監査室からの報告を受け、対処すべき課題についての指示を行うなど、内部監査室と連携して監査の実効性の向上を図りました。また、常勤の監査等委員が取締役会の他、経営上重要な会議に出席し、取締役及び使用人から業務執行の報告を受けるなど情報収集を行いました。

### ④ 内部監査の実施

内部監査室が、年間の監査計画に基づき各部署及び子会社に対して内部監査を実施し、法令等の遵守状況及び業務上のリスクの把握を行い、適宜改善を図りました。監査結果は、代表取締役及び監査等委員会に報告しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、利益還元の水準については経営成績及び財務状況の推移や、研究開発投資等の実施状況及び今後の計画を十分に勘案して配当の実施を決定しております。

なお、株主への機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を、取締役会決議により行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、新規自社配信タイトルの開発や、IPの保有・育成を目的としたゲーム以外の新規事業領域の立ち上げ等、資金ニーズが増加しており、誠に遺憾ながら無配とすることを決定いたしました。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                        | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------------------|-------------------|
| (資産の部)          |                   | (負債の部)                     |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>8,366,863</b>  | <b>流動負債</b>                | <b>3,548,100</b>  |
| 現金及び預金          | 5,937,126         | 買掛金                        | 329,599           |
| 売掛金             | 1,657,924         | 短期借入金                      | 100,000           |
| 商 品             | 7,990             | 1年内返済予定の<br>長期借入金          | 1,743,850         |
| 仕 掛 品           | 44,689            | 未 払 金                      | 604,044           |
| 前 払 費 用         | 155,917           | リ ー ス 債 務                  | 1,281             |
| そ の 他           | 563,215           | 未 払 法 人 税 等                | 61,235            |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,781,559</b>  | 賞 与 引 当 金                  | 86,949            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>165,068</b>    | そ の 他                      | 621,140           |
| 建 物             | 142,488           | <b>固定負債</b>                | <b>4,932,198</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 19,555            | 長期借入金                      | 4,627,300         |
| リース資産           | 3,025             | リ ー ス 債 務                  | 2,243             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>4,377,751</b>  | 資産除去債務                     | 100,000           |
| ソフトウェア          | 18,279            | そ の 他                      | 202,655           |
| ソフトウェア仮勘定       | 4,359,472         | <b>負債合計</b>                | <b>8,480,298</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,238,738</b>  | (純資産の部)                    |                   |
| 投資有価証券          | 69,926            | 株 主 資 本                    | 5,608,084         |
| 敷 金             | 199,404           | 資 本 金                      | 1,842,360         |
| 繰延税金資産          | 650,038           | 資 本 剰 余 金                  | 2,099,521         |
| そ の 他           | 319,369           | 利 益 剰 余 金                  | 1,926,096         |
| <b>資産合計</b>     | <b>14,148,422</b> | 自 己 株 式                    | △259,894          |
|                 |                   | その他の包括利益累計額                | 7,402             |
|                 |                   | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 6,611             |
|                 |                   | 為 替 換 算 調 整 勘 定            | 790               |
|                 |                   | 新 株 予 約 権                  | 49,067            |
|                 |                   | 非 支 配 株 主 持 分              | 3,570             |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>               | <b>5,668,124</b>  |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b>            | <b>14,148,422</b> |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                          | 金 額      | 額         |
|------------------------------|----------|-----------|
| 売 上 高                        |          | 9,779,099 |
| 売 上 原 価                      |          | 6,374,197 |
| 売 上 総 利 益                    |          | 3,404,901 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費          |          | 2,501,863 |
| 営 業 利 益                      |          | 903,038   |
| 営 業 外 収 益                    |          |           |
| 受 取 利 息                      | 52       |           |
| 受 取 配 当 金                    | 2,979    |           |
| そ の 他                        | 133      | 3,164     |
| 営 業 外 費 用                    |          |           |
| 支 払 利 息                      | 44,714   |           |
| 支 払 手 数 料                    | 64,213   |           |
| 為 替 差 損                      | 1,321    |           |
| そ の 他                        | 2,782    | 113,032   |
| 経 常 利 益                      |          | 793,171   |
| 特 別 損 失                      |          |           |
| 減 損 損 失                      | 746,234  | 746,234   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益        |          | 46,936    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税      | 102,591  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                | △162,647 | △60,056   |
| 当 期 純 利 益                    |          | 106,992   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 |          | 2,941     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 |          | 104,051   |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |           |           |          |             |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                                 | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 2023年4月1日残高                     | 1,811,311 | 2,068,472 | 1,967,564 | △266,237 | 5,581,111   |
| 連結会計年度中の変動額                     |           |           |           |          |             |
| 新株の発行                           | 31,048    | 31,048    |           |          | 62,097      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益             |           |           | 104,051   |          | 104,051     |
| 自己株式の処分                         |           |           |           | 6,342    | 6,342       |
| 剰余金の配当                          |           |           | △145,518  |          | △145,518    |
| 株主資本以外の<br>項目の連結会計年度<br>変動額（純額） |           |           |           |          |             |
| 連結会計年度<br>変動額合計                 | 31,048    | 31,048    | △41,467   | 6,342    | 26,972      |
| 2024年3月31日残高                    | 1,842,360 | 2,099,521 | 1,926,096 | △259,894 | 5,608,084   |

|                                 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                                 | 新株予約権  | 非 支 配 主 持 | 純資産合計     |
|---------------------------------|-----------------------|--------------|---------------------------------|--------|-----------|-----------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金      | 為替換算調整<br>勘定 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |        |           |           |
| 2023年4月1日残高                     | △2,079                | 82           | △1,997                          | 49,067 | 2,938     | 5,631,120 |
| 連結会計年度中の変動額                     |                       |              |                                 |        |           |           |
| 新株の発行                           |                       |              |                                 |        |           | 62,097    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益             |                       |              |                                 |        |           | 104,051   |
| 自己株式の処分                         |                       |              |                                 |        |           | 6,342     |
| 剰余金の配当                          |                       |              |                                 |        |           | △145,518  |
| 株主資本以外の<br>項目の連結会計年度<br>変動額（純額） | 8,691                 | 708          | 9,399                           |        | 631       | 10,031    |
| 連結会計年度<br>変動額合計                 | 8,691                 | 708          | 9,399                           | -      | 631       | 37,003    |
| 2024年3月31日残高                    | 6,611                 | 790          | 7,402                           | 49,067 | 3,570     | 5,668,124 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目               | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>     |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>7,092,743</b>  | <b>流動負債</b>       | <b>3,357,635</b>  |
| 現金及び預金          | 5,045,337         | 買掛金               | 242,397           |
| 売掛金             | 1,366,143         | 短期借入金             | 100,000           |
| 商品              | 7,990             | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 1,743,850         |
| 仕掛品             | 36,222            | リース債務             | 1,281             |
| 前渡金             | 4,227             | 未払費用              | 484,279           |
| 前払費用            | 142,881           | 前受費用              | 47,520            |
| その他             | 489,941           | 前受収益              | 245,711           |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,185,468</b>  | 賞与引当金             | 257,087           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>162,409</b>    | その他の他             | 82,949            |
| 建物              | 142,488           | <b>固定負債</b>       | <b>4,932,198</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 16,895            | 長期借入金             | 4,627,300         |
| リース資産           | 3,025             | リース債務             | 2,243             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>4,376,871</b>  | 資産除去債務            | 100,000           |
| ソフトウェア          | 17,399            | その他               | 202,655           |
| ソフトウェア仮勘定       | 4,359,472         | <b>負債合計</b>       | <b>8,289,833</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,646,188</b>  | <b>(純資産の部)</b>    |                   |
| 投資有価証券          | 69,926            | <b>株主資本</b>       | <b>4,932,699</b>  |
| 関係会社株式          | 556,801           | 資本金               | 1,842,360         |
| 繰延税金資産          | 500,686           | 資本剰余金             | 2,084,165         |
| その他             | 518,773           | 資本準備金             | 2,083,340         |
| <b>資産合計</b>     | <b>13,278,212</b> | その他資本剰余金          | 824               |
|                 |                   | 利益剰余金             | 1,266,068         |
|                 |                   | その他利益剰余金          | 1,266,068         |
|                 |                   | 繰越利益剰余金           | 1,266,068         |
|                 |                   | <b>自己株式</b>       | <b>△259,894</b>   |
|                 |                   | 評価・換算差額等          | 6,611             |
|                 |                   | その他有価証券<br>評価差額金  | 6,611             |
|                 |                   | <b>新株予約権</b>      | <b>49,067</b>     |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>      | <b>4,988,379</b>  |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b>   | <b>13,278,212</b> |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2023年4月1日から  
2024年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金        | 額         |
|-----------------------|----------|-----------|
| 売 上 高                 |          | 8,008,820 |
| 売 上 原 価               |          | 5,527,151 |
| 売 上 総 利 益             |          | 2,481,668 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |          | 2,289,414 |
| 営 業 利 益               |          | 192,254   |
| 営 業 外 収 益             |          |           |
| 受 取 利 息               | 7,278    |           |
| 受 取 配 当 金             | 403,768  |           |
| 請 負 受 託 料             | 41,210   |           |
| そ の 他                 | 53,551   | 505,808   |
| 営 業 外 費 用             |          |           |
| 支 払 利 息               | 44,714   |           |
| 支 払 手 数 料             | 64,213   |           |
| 為 替 差 損               | 1,328    |           |
| そ の 他                 | 2,782    | 113,038   |
| 経 常 利 益               |          | 585,024   |
| 特 別 損 失               |          |           |
| 減 損 損 失               | 329,906  | 329,906   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |          | 255,118   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,739    |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △104,282 | △101,543  |
| 当 期 純 利 益             |          | 356,661   |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2023年4月1日から )  
( 2024年3月31日まで )

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |           |          |           |                     |           | 自 己 株 式   |
|---------------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|---------------------|-----------|-----------|
|                                 | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |          |           | 利 益 剰 余 金           |           |           |
|                                 |           | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |           |
| 2023年4月1日残高                     | 1,811,311 | 2,052,291 | 824      | 2,053,116 | 1,054,925           | 1,054,925 | △ 266,237 |
| 事業年度中の変動額                       |           |           |          |           |                     |           |           |
| 新株の発行                           | 31,048    | 31,048    |          | 31,048    |                     |           |           |
| 当期純利益                           |           |           |          |           | 356,661             | 356,661   |           |
| 自己株式の処分                         |           |           |          |           |                     |           | 6,342     |
| 剰余金の配当                          |           |           |          |           | △ 145,518           | △ 145,518 |           |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の変動額<br>(純額) |           |           |          |           |                     |           |           |
| 事業年度中の変動額<br>合 計                | 31,048    | 31,048    | -        | 31,048    | 211,142             | 211,142   | 6,342     |
| 2024年3月31日残高                    | 1,842,360 | 2,083,340 | 824      | 2,084,165 | 1,266,068           | 1,266,068 | △ 259,894 |

|                                 | 株 主 資 本<br>合 計 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 計   |
|---------------------------------|----------------|------------------|------------------------|-----------|-----------|
|                                 |                | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |           |
| 2023年4月1日残高                     | 4,653,116      | △ 2,079          | △ 2,079                | 49,067    | 4,700,105 |
| 事業年度中の変動額                       |                |                  |                        |           |           |
| 新株の発行                           | 62,097         |                  |                        |           | 62,097    |
| 当期純利益                           | 356,661        |                  |                        |           | 356,661   |
| 自己株式の処分                         | 6,342          |                  |                        |           | 6,342     |
| 剰余金の配当                          | △ 145,518      |                  |                        |           | △ 145,518 |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の変動額<br>(純額) |                | 8,691            | 8,691                  |           | 8,691     |
| 事業年度中の変動額<br>合 計                | 279,583        | 8,691            | 8,691                  | -         | 288,274   |
| 2024年3月31日残高                    | 4,932,699      | 6,611            | 6,611                  | 49,067    | 4,988,379 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社ドリコム

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦 士

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古賀 祐 一 郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ドリコムの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドリコム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社ドリコム

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 沼田 敦 士

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 古賀 祐 一 郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ドリコムの2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及び内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社ドリコム 監査等委員会

常 勤 青 木 理 恵 ⑩  
監 査 等 委 員

監 査 等 委 員 村 田 雅 夫 ⑩

監 査 等 委 員 清 水 勝 彦 ⑩

(注) 監査等委員青木理恵、村田雅夫及び清水勝彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、当社の監査等委員会は本議案につきましては、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                            | 所有する当社の<br>株式の数 |
|-----------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1         | ないとうゆうき<br>内藤 裕紀<br>(1978年7月7日生)<br>[再任] | 2001年11月 有限会社ドリコム(現株式会社ドリコム)設立 代表取締役<br>2003年3月 株式会社ドリコムに組織変更 代表取締役社長(現任)<br>2005年1月 株式会社ドリコムテック設立 代表取締役社長<br>2006年6月 株式会社ドリコムジェネレーターメディア(現株式会社じげん)設立 代表取締役社長                            | 9,930,000株      |
| 2         | ごとうひでき<br>後藤 英紀<br>(1966年12月6日生)<br>[再任] | 1992年4月 株式会社大和総研 入社<br>1997年6月 有限会社情報技術研究所(現株式会社アイ・ティ・アール)入社<br>2000年5月 ドイチェ証券株式会社東京支店(現ドイツ証券株式会社)入社<br>2008年1月 ラ・スペランツァ株式会社 入社<br>2008年2月 同社取締役就任<br>2010年9月 当社 入社<br>2015年6月 当社取締役(現任) | 122,958株        |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式の数」については、2024年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 当社は、保険会社との間で、全役員(子会社役員等を含む。)を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に關して行った行為(不作為も含みます。)に起因して、損害賠償請求等が行われた場合に、被保険者の損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合を除きます。)。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、引き続き、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとしたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株<br>式の数 |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| すがわらゆうすけ<br>菅原勇祐<br>(1963年3月28日生) | 1986年4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社<br>2004年11月 フリービット株式会社 入社<br>2005年7月 同社取締役就任<br>2007年10月 当社 入社<br>2008年6月 当社取締役<br>2020年6月 当社取締役 退任<br>2021年5月 株式会社トライステージ社外取締役就任<br>2023年4月 当社内部監査室長（現任） | 63,800株             |

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式の数」については、2024年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 当社は、菅原勇祐氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、保険会社との間で、全役員（子会社役員等を含む。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為（不作為も含みます。）に起因して、損害賠償請求等が行われた場合に、被保険者の損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合を除く）。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社は、2019年6月25日開催の第18期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入すること、並びに、本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額は、対象取締役の金銭報酬枠とは別枠で、年額50,000千円以内（発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年250千株以内）とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を2年以上の期間で当社の取締役会が予め定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

この度、当社の取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るさらなるインセンティブを付与するとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、本制度の内容を以下のとおり一部改定いたしました。存じます。

なお、当社は、本議案が原案どおり承認可決された場合は、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を改定予定ですが、本議案の内容は、当該方針の内容に沿うものであり、また、譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率が軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。また、当社の監査等委員会は、本議案につきましては、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名であり、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名となります。

#### 1. 本制度の改定の概要

本制度により対象取締役が交付を受ける譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間について、従来は「2年以上の期間で当社の取締役会が予め定める期間」としていましたが、これを「譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間。ただし、当該地位を喪失した直後の時点が、譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、当該期間の終期について、合理的な範囲で調整する

ことができる。」に改定することにつき、ご承認いただきたく存じます。なお、譲渡制限期間のほか、対象取締役に対し支給する金銭債権の総額及び対象取締役に対し割り当てる譲渡制限付株式の総数その他の本制度に関する事項について変更はございません。

## 2. 改定後の本制度の概要

当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（ただし、当該地位を喪失した直後の時点が、譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、当該期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供予定期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供予定期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等

に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社は、2019年6月25日開催の第18期定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役（以下、本議案において「監査等委員」といいます。）を対象に、少数株主の皆様と同じ目線に立ってその職責を果たすことにより、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入すること、並びに、本制度に基づき、監査等委員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額は、監査等委員の金銭報酬枠とは別枠で、年額5,000千円以内（発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年25千株以内）とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として2年以上の期間で当社の取締役会が予め定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

この度、当社の監査等委員である取締役に、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのさらなるインセンティブを付与することを目的として本制度の内容を以下のとおり一部改定いたしたく存じます。

なお、当社は、譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

また、現在の監査等委員である取締役は3名であり、本定時株主総会後も変更ございません。

##### 1. 本制度の改定の概要

本制度により監査等委員が交付を受ける譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間について、従来は「2年以上の期間で当社の取締役会が予め定める期間」としていましたが、これを「譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間。ただし、当該地位を喪失した直後の時点が、譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度経過後3か月を経過した日より前の時点である場合には、当該期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。」に改定することにつき、ご承認いただきたく存じます。なお、譲渡制限期間のほか、対象取締役に對し支給する金銭債権の総額及び対象取締役に對し割り当てる譲渡制限付株式の総数その他の本制度に関する事項について変更はございません。

## 2. 改定後の本制度の概要

当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と監査等委員との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 監査等委員は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（ただし、当該地位を喪失した直後の時点が、譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度経過後3か月を経過した日より前の時点である場合には、当該期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 監査等委員が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役員提供予定期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、監査等委員が、役員提供予定期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、監査等委員が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役員提供予定期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

## 株主総会会場ご案内図



<会場> 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号  
ホテル雅叙園東京4階「飛鳥」  
電話 (03) 3491-4111 (代表)

<交通のご案内> 「目黒」駅 (JR山手線西口、東急目黒線、地下鉄南北線・三田線) より  
行人坂を下って 徒歩5分